

令和5年（2023年）3月6日
建設委員会資料
都市基盤部道路課

道路法第37条に基づく道路の占用制限について

区では、災害が発生した場合における被害の拡大を防止し、安全で安心なまちの実現に寄与するため、区道の無電柱化を推進している。

この度、東京都が第二次緊急輸送道路として指定した路線及び電線共同溝整備等に伴い、すでに無電柱化済みの路線について、道路法第37条の規定に基づき、新たな電柱の設置を禁止するなど道路の占用を禁止又は制限する区域の指定を行ったので報告する。

1 指定する道路

（1）指定路線

- ア 主幹2号の一部
- イ 主幹6号の一部
- ウ 中野区特別区道第31-240
- エ 中野区特別区道第32-870の一部
- オ 中野区特別区道第22-60
- カ 中野区特別区道第22-450
- キ 中野区特別区道第22-460
- ク 主幹1号の一部
- ケ 中野区特別区道第24-100
- コ 中野区特別区道第22-470
- サ 中野区特別区道第22-70
- シ 中野区特別区道第34-1540

（2）指定する区域

- ア 中野区弥生町五丁目25番～中野区弥生町五丁目26番
- イ 中野区新井五丁目20番～中野区上高田四丁目31番
- ウ 中野区新井三丁目1番～中野区新井三丁目10番
- エ 中野区上高田四丁目30番～中野区上高田五丁目2番
- オ 中野区中野四丁目8番～中野区中野四丁目6番

カ	中野区中野四丁目11番	～	中野区中野四丁目22番
キ	中野区中野四丁目12番	～	中野区中野四丁目12番
ク	中野区南台二丁目36番	～	中野区南台二丁目41番
ケ	中野区中野二丁目25番	～	中野区中野二丁目9番
コ	中野区中野四丁目10番	～	中野区中野四丁目21番
サ	中野区中野四丁目8番	～	中野区中野四丁目1番
シ	中野区江古田三丁目13番	～	中野区江古田三丁目13番

(3) 指定延長

ア	0.07km
イ	0.83km
ウ	0.40km
エ	0.07km
オ	0.34km
カ	0.63km
キ	0.16km
ク	0.28km
ケ	0.57km
コ	0.58km
サ	0.13km
シ	0.26km

※アからオまでの路線：東京都が第二次緊急輸送道路として指定した路線

※カからシまでの路線：電線共同溝整備等により無電柱化済みの路線

※上記の各路線の位置については、別紙「路線図」のとおり

2 施行日

令和5年4月1日

3 今後の予定

令和5年4月1日 中野区ホームページにて周知する。

以上

路線図

